

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月15日
【会社名】	N K S J ホールディングス株式会社
【英訳名】	NKSJ Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 櫻田 謙悟
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1 号
【電話番号】	03(3349)3000（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部課長 菅谷 基之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1 号
【電話番号】	03(3349)3000（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部課長 菅谷 基之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 （発行価額の総額） 415,478,700円 （発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 415,651,600円 （注）本募集は、平成26年 7 月30日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものである。
【安定操作に関する事項】	該当事項はない
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月30日に関東財務局長に提出した有価証券届出書および平成26年8月13日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年8月15日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	1,729個（注） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下「割当新株予約権数」という。）が減少することがある。
発行価額の総額	429,829,400円（注） （注）平成26年7月23日の時価を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>発行価格は以下の算式および基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。</p> $C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>— 1株当たりのオプション価格（C） — 株価（S）：平成26年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段） — 行使価格（X）：1円 — 予想残存期間（T）：3年 — ボラティリティ（σ）：3年間（平成23年8月15日から平成26年8月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 — 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 — 配当利回り（q）：直近年度の1株当たり配当金÷上記で定める株価 — 標準正規分布の累積分布関数（$N(\cdot)$） （注）平成26年8月14日に決定する予定である。</p>
	<省略>

<中略>

(注) 4. 割当対象者の人数および割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数および割当新株予約権数は以下のとおりである。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役および執行役員	11名	189個
株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員	50名	615個
日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員	50名	590個
N K S Jひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員	13名	264個
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役	1名	25個
株式会社プライムアシスタンスの取締役	2名	20個
セゾン自動車火災保険株式会社の取締役	1名	26個
合 計	128名	1,729個

- (注) 1. 本新株予約権の割当ての対象となる者には、当社、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の3社を兼務する者(8名)ならびに3社のうち2社を兼務する者(43名)が含まれている。兼務者はそれぞれの会社の取締役または執行役員として本新株予約権の割当ての対象となるため、割当ての対象となる者の実人数は69名である。
2. 当社の取締役に対しては、平成23年6月27日開催の当社第1回定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は625個を上限とする旨が定められている。なお、当社取締役に対する本新株予約権の割当数(上限の発行数)は163個である。

(訂正後)

発行数	1,729個
発行価額の総額	415,478,700円
発行価格	240,300円
	<省略>

<中略>

(注) 4. 割当対象者の人数および割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数および割当新株予約権数は以下のとおりである。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役および執行役員	11名	189個
株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員	50名	615個
日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員	50名	590個
N K S Jひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員	13名	264個
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役	1名	25個
株式会社プライムアシスタンスの取締役	2名	20個
セゾン自動車火災保険株式会社の取締役	1名	26個
合 計	128名	1,729個

- (注) 1. 本新株予約権の割当ての対象となる者には、当社、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の3社を兼務する者(8名)ならびに3社のうち2社を兼務する者(43名)が含まれている。兼務者はそれぞれの会社の取締役または執行役員として本新株予約権の割当ての対象となるため、割当ての対象となる者の実人数は69名である。
2. 当社の取締役に対しては、平成23年6月27日開催の当社第1回定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は625個を上限とする旨が定められている。なお、当社取締役に対する割当新株予約権数は163個である。

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (新株予約権の名称：NK S Jホールディングス株式会社第27回新株予約権) 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	172,900株 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、欄外(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	430,002,300円(注) (注)平成26年7月23日の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	< 省略 >

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (新株予約権の名称：NK S Jホールディングス株式会社第27回新株予約権) 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	172,900株 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、欄外(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	415,651,600円(注) (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	< 省略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取概算額
430,002,300円	1,000,000円	429,002,300円

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成26年7月23日の時価を基礎として算出された見込額である。

< 後略 >

(訂正後)

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取概算額
415,651,600円	1,000,000円	414,651,600円

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。

< 後略 >